

令和4年1月17日

総務文教常任委員長 山根 溫子 様



総務文教常任委員長による虚偽の発言について

令和3年12月16日の総務文教常任委員会において山根委員長は「公文書の宛名が議長でないため、法的効果が生じない」「議員必携にも書かれている」と発言しました。しかしながら、議員必携に上述のようなルールは存在しません。

委員会において虚偽の発言は厳に慎むべきですが、委員長の立場であれば、なおさらです。改めて委員長の職責を自覚し、軽率な言動を取らぬよう求めます。

なお、「議長の代表権」が議会の中で決められた権限であり、外部を縛るものでないのは明らかです。むしろ、執行部の長たる市長名において発せられた公文書には法的効果が生じると解釈すべきで、求められた回答を避ける理由になるはずがありません。継続調査の不備に関しては、議長と協議の上、その後の対応を速やかに報告してください。